

【労務】平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

厚生労働省から、「平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されています。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,494事業場に対して集中的に実施されたものです（平成30年11月に実施）。

実施結果の概要

①監督指導の実施事業場：8,494事業場

このうち、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反あり

②主な違反内容〔①のうち、是正勧告書を交付した事業場〕

- 違法な時間外労働があったもの：2,802事業場（全体の33.0%）
- 賃金不払残業があったもの：463事業場（全体の5.5%）
- 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948事業場（全体の11.2%）

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	8,494 (100.0%)	5,714 (67.3%)	2,802 (33.0%)	463 (5.5%)	948 (11.2%)	
主な業種	製造業	2,137 (25.2%)	1,537 (71.9%)	808	75	203
	建設業	798 (9.4%)	516 (64.7%)	222	48	49
	運輸交通業	793 (9.3%)	626 (78.9%)	409	44	94
	商業	1,559 (18.4%)	1,011 (64.8%)	484	104	198
	接客娯楽業	748 (8.8%)	507 (67.8%)	243	55	154
	その他の事業 (注6)	1,047 (12.3%)	605 (57.8%)	247	52	104

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

③主な健康障害防止に係る指導の状況〔①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932事業場（全体の58.1%）
- うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの：2,216事業場（上記の事業場のうち44.9%。全体では26%）
- 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362事業場（全体の16.0%）

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
4,932	275	714	2,677	2,216	147	266

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会が調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

過重労働による労災請求があった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場を対象とした監督・指導の結果であり、違反率の高さが目立ちます。時間外・休日労働については、月80時間を超えていると、監督・指導の対象になる模様です。これは、過労死等の労災認定の基準に配慮したもので、「脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため」ということです。厚生労働省では、今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていくとのこと。